

古都保存行政の理念の全国展開小委員会報告（概要版）

1. 全国の歴史的な風土の保存の必要性

（1）古都保存行政の理念と意義

- 古都保存法は、古都における歴史的風土を後代の国民に保存・継承するため、国等において講ずべき特別の措置を定め、国土愛の高揚及び文化の発展向上に寄与することを目的として制定。
- 同法に基づく取り組みにより、古都における歴史的風土は概ね両行為保存・継承。わが国を代表する歴史的・文化的観光資源としての貢献、他の法制度に対する影響、世界文化遺産への登録に果たした役割など、政策的にも評価。

（2）国民共有の資産である全国の歴史的な風土

- 一方、長い歴史と伝統を有し、豊かな自然に恵まれたわが国では、「歴史的な風土」を形成している地域をいたるところに見出せる。
- 例えば、萩市、金沢市のような城下町、天領であった倉敷市、近江八幡市のような商人町のほか、宿場町、寺内町、港町など、優れた歴史的な風土を今に伝える都市（以下、「歴史都市」という。）は多数。
- これらの歴史的な風土は、短期的な経済的合理性を超えた長期的展望の下に、国民が共感できる美しさの源、日本人の精神的よりどころとして次世代に継承されるべき国民共有の文化的資産。

（3）歴史的な風土の保存・継承におけるまちづくりの役割の重要性

- 歴史都市では、歴史的・文化的資産や自然的環境と一体となって、風土に根ざした地場産業の風景、伝統的行事、住民の生活様式や気風が重なり、特質が形成。
- また、木造文化は、日常生活の継続的な管理により美的価値や希少性が高まるほか、周囲の豊かな自然的環境と融和して価値が高まるもの。
- 歴史都市とは、それらの特質が街中に具現・形成されている都市。また歴史的な風土とは、国民が共感できる美しさの源として、今後の人々の創造的な活動の積み重ねにより、さらに美しく磨かれ、後代に継承されるべきもの。

2. 歴史的な風土をめぐる状況と課題

（1）歴史的風土の保存をめぐる時代要請と対象範囲の広がり

- 古都保存法は、古都周辺の山丘に急激に迫る宅地開発等から歴史的風土を守るべきとの時代要請に応じて制定され、主として市街地周辺の緑地の保全を目的として適用。
- 古都を含め、歴史都市の市街地には様々な歴史的・文化的資産が現存。制度的

- 対応等が図られていないものは、時間経過とともに急速に失われつつある状況。
- また近年、近代に成立した歴史的・文化的資産に対する国民の価値認識も高まり、歴史的な風土と認識されるべき対象範囲も拡大。
 - 残された歴史的・文化的資産や歴史的な風土の保存・継承が当該都市全体の資産として活かされるよう、総合的な観点からの取組みを強化する必要。

(2) 歴史的な風土に対する住民等の価値意識

- 歴史的な風土は、生活の営みの中で引き継がれ、後代の人々の活動が積み重なり、現在の姿に。歴史的な風土を活かしたまちづくりには、地域の住民、行政、企業等それぞれの理解と協力が不可欠。
- 歴史的な風土は住民の日常生活や生産・経済活動の場。地域自らでは、その価値が認識されにくい状況も存在。
- 生活様式の変化、老朽化に伴う使い勝手の低下や維持修繕費用の負担感、高齢化による管理の不行き届き、後継者不足等により、相続等を契機とした歴史的な風土の消失も発生。自助努力による取組みにも限界。
- 歴史的な風土の保存・継承にあたっては、地域のおかれた状況や住民等の多様な意向に応えつつ、その方策を講ずる必要。

(3) 歴史的な風土の維持管理の困難性

- 歴史的な風土の維持管理には一定の労力と費用が不可欠。地道な活動を続けるNPOや公益法人、民間企業等も全国各地に存在、助成措置を講ずる地方公共団体も多い。
- 一方、歴史的・文化的資産の多くは個人資産であり、助成措置にも一定の制約。公有化による保全には、多額の財政措置と当該資産の活用方策が課題。
- また、防災の視点、産業構造の変化に伴う維持の困難化、技術者や伝統的材料の不足にも留意する必要。

3. 古都保存行政の理念の全国展開に向けて

(1) 歴史的な風土の保存・活用を軸にしたまちづくりへの展開

- 歴史都市の市街地に残る歴史的な風土を国民的資産として保存・継承するため、まちづくりに関わる関連法制度や事業が歴史的な風土の保存・活用を軸として積極的・有機的に活用されるよう、発想を転換する必要。
- このため、歴史的な風土を活かした総合的なまちづくりの方針について、都市計画区域マスタープランや市町村マスタープラン等に位置づけ、広く住民等に周知する必要。当該マスタープランの実現のため、関連法制度の一層の活用が図られるべき。

- また、国は、地方公共団体や国民に対し、関連法制度や事業の仕組みについて、わかりやすくしっかりと周知し、地域の相談や要望に応える努力を継続すべき。
- さらに、国は、現行の古都以外の都市であっても、国民共有の資産として保存・継承すべき歴史的な風土については、国として保存・継承する方策を、法制面、事業面、税制面から検討すべき。

(2) 歴史的な風土の保存・活用と生活との共存

- 今後の歴史的な風土の保存・継承にあたって、それぞれの地域における生活との共存の視点が重要。
- このため、歴史的な風土の核となる歴史的建造物等や自然的環境は厳格に維持保存しつつ、持続可能な住民生活が営まれるよう、歴史的・文化的資産の修繕、復元・整備等、新たな価値の創出を図ることも必要である。
- また、歴史的・文化的資産の防災性の向上や、歴史文化の学習や歴史観光の場の創出を図ることも必要。
- さらに、伝統的技術の継承、工法、材料の開発、技術者、職人の育成等技術力の向上を図ることが必要。

(3) 多様な主体による歴史的な風土の保存・活用の条件整備

- 歴史的な風土や歴史的・文化的資産を後代に継承するに当たっては、当該土地・資産の所有者のみならず、多様な主体の理解、協力と参画が必要。
- 国や地方公共団体は、国民意識の啓発、人材育成に努めるとともに、歴史的な風土を有する地域等が、自らの価値の再認識に資するような普及啓発活動を推進すべき。
- 歴史的な風土を支える多様な主体が、当該風土を活かしたまちづくりについて合意し、ルールを設けて実践するプロセスの確保を図るべき。その上で、保存・継承するにふさわしい歴史的な風土の創出にも取り組むべきである。
- 多様な主体や関係者の参画を促し、取組みを活性化させるために、国の支援策の積極的な活用を図るとともに、当該資産に係る公的規制とのバランス、国と地方の役割分担に配慮した支援措置等について引き続き検討が必要。